

新規 さが畜産経営サポート事業費補助

目的・背景

畜産課 R7.2補：450,000千円

飼料価格高騰等により厳しい経営環境にある畜産農家に対し、生産性低下を防止する取組や佐賀牛生産基盤強化の取組、経営改善に係る取組を支援することで経営安定を図る。

事業の内容

暑熱・防疫対策

暑熱被害低減や家畜伝染病発生防止のための設備導入等に対する支援

【補助率】2/3

(補助上限額133.3万円/農家)

補助対象 (例)



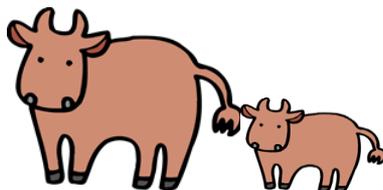
送風機



防鳥ネット

佐賀牛生産基盤強化対策

優良な繁殖雌牛の増頭の取組に対する支援



補助対象

①外部導入による増頭

【補助率】2/3

(補助上限額66万円/頭)

②自家保留による増頭

【補助率】定額 (20万円/頭)

※「肥育素牛生産拡大支援事業」の中で実施

経営改善対策

畜産団体等が行う生産性向上等に向けた取組に対する支援

【補助率】定額

(補助上限額300万円/団体)

補助対象 (例)



監視システム等スマート技術の活用による飼養管理省力化の取組

事業期間

令和7年度～8年度 (2025年度～2026年度)

新規 さが畜産経営サポート事業費補助

暑熱・防疫対策

区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
暑熱対策	①農業協同組合、②開拓畜産事業協同組合、③養鶏業のインテグレーター、④知事が適当と認める団体、⑤上記団体に属しない畜産農家	畜産農家が行う暑熱被害低減のための資材の購入や機械・施設の整備等に要する経費 ①送風設備 送風装置、換気装置など ②散水・冷却設備 細霧装置、散水装置など ③断熱設備 断熱資材、断熱塗料、遮光ネットなど ④畜舎改築 飲水設備の整備など ⑤その他特に知事が必要と認めるもの	2/3以内ただし、1農家当たり1,333千円を上限とする。 （農家1戸当たりの下限事業費は10万円とする）
防疫対策		家畜伝染病発生防止のための資材の購入や機械・施設の整備等に要する経費 ①野生動物・害虫侵入防止設備 防鳥ネット、抗ウイルスフィルター、サシバエネット、ワイヤーメッシュ、野生動物侵入防止のための畜舎の改修など ②洗淨・消毒設備 消毒ゲート、動力噴霧器、高圧温水洗淨機など ③その他特に知事が必要と認めるもの	

※消耗品は対象外とする。

※補助事業者が①～④の場合、取組に必要な事務費（事務用品費、通信費、印刷製本費等）も対象とする。

新規 さが畜産経営サポート事業費補助

経営改善対策

補助事業者	補助対象経費	補助率
<p>①農業協同組合、②開拓畜産事業協同組合、③養鶏業のインテグレーター、④知事が適当と認める団体</p>	<p>補助事業者が農家とともに取り組む生産性向上や省力化に向けた活動に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none">(1)資材・機械等の購入費・借り上げ料(2)調査・分析費(3)管理作業委託費(4)研修会開催に係る経費（資料代、お茶代など）(5)講師派遣に係る経費（講師謝金や旅費など）(6)その他特に知事が必要と認める経費 <p>※以下の支出は対象外とする。</p> <ul style="list-style-type: none">・申請者や申請団体の運営や維持のための恒常的経費・申請者や申請団体に属する講師や専門家の謝金・領収書等の添付がない支出・既存設備等の単純更新・リース契約の場合の事業実施期間外の使用に係る経費 <p>※取組に必要な事務費（事務用品費、通信費、印刷製本費等）も対象とする。</p>	<p>定額 ※ただし、3,000千円を上限とする。</p>

取組例【経営改善対策】

<ICT技術を活用した生産性向上・省力化>

○生産部会において、繁殖管理システム等のデジタル技術や、監視システム等のスマート農業技術を活用した飼養管理に取り組み、地域内へ技術の波及を行う。

●具体的な経費

- ・スマート農業技術の初期導入経費
- ・研修会の開催費 等



<専門家と連携した取り組みによる生産性向上>

○生産部会が家畜人工授精師や診療獣医師等と連携し、子牛の生産性向上のための繁殖検診等に取り組む。

●具体的な経費

- ・授精器具や妊娠鑑定機器(エコー)等の導入(リース)経費
- ・研修会の開催費 等



<飼育成績・販売成績の分析に基づく経営改善>

○現在の飼育成績・販売成績を専門家が分析し、経営の課題を明らかにした上で、飼養管理の見直しなどの経営改善に取り組む。

●具体的な経費

- ・専門家の派遣に係る経費 等



※機械を導入するだけの取組とならないように御留意ください。

新規 さが畜産経営サポート事業費補助（暑熱・防疫対策）

◎申請のスケジュール（案）

※申請状況によって募集回数等は増減することがあります。

	R8.3	R8.4	R8.5	R8.6	R8.8~12	R9.2	R9.3	
事業対象者	第1次事業申請 受付期間 (3/6~3/25)	・団体から県への 提出期限 (3/31)	第2次事業申請 受付期間 (4/10~4/24)	・団体から県への 提出期限 (5/15)	事業実施期間			実績 報告 提出
県		交付決定		交付決定			完了 払い	

〈第1次事業申請（スケジュール案）〉

- ・補助事業者が団体の場合 畜産農家から団体への申請期限:3月25日
団体から県への申請期限:3月31日
- ・補助事業者が畜産農家の場合 畜産農家から県への申請期限:3月25日

〈第2次事業申請（スケジュール案）〉

- ・補助事業者が団体の場合 畜産農家から団体への申請期限:4月24日
団体から県への申請期限:5月15日
- ・補助事業者が畜産農家の場合 畜産農家から県への申請期限:4月24日